

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : 一酸化窒素
化学名 : 一酸化窒素 (nitric oxide)

供給者の会社名 : 株式会社カネコ商会
住所 : 新潟県新潟市中央区女池1790番地5

連絡先 : Tel ; 025-290-7661 FAX ; 025-290-7696
整理番号 : SGC:10-1

推奨用途 : 半導体用材料ガス、プロピレンやメチルエーテルの安定剤、試験研究用等の工業用に使用する。

使用上の制限 : 医療用、食品添加物等に使用してはならない。

作成日 : 1999年8月27日 改訂日 : 2026年4月1日

2. 危険有害性の要約

重要危険有害性及び影響 : 毒性の強い物質、酸化性物質
: 吸入後、数分で中枢神経の症状ないしは意識喪失を起こさせる。
: なお、一酸化窒素は大気中で直ぐに二酸化窒素に変化し、眼、気道および肺の粘膜上の湿気により有害な硝酸と亜硝酸が生じる。

化学品のGHS分類

物理化学的危険性

可燃性ガス : 区分に該当しない
支燃性/酸化性ガス : 区分1 (圧縮されているもの)
高压ガス : 圧縮ガス

健康有害性

金属腐食性 : 分類できない

急性毒性 (吸入: 気体) : 区分2
皮膚腐食性/皮膚刺激性 : 分類できない
眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性 : 分類できない
呼吸器感作性 : 分類できない
皮膚感作性 : 分類できない
生殖細胞変異原性 : 分類できない
発がん性 : 分類できない
生殖毒性 : 分類できない
特定標的臓器毒性 (単回ばく露) : 区分1 (血液系)
(反復ばく露) : 分類できない

環境有害性

水生環境有害性 短期 (急性) : 分類できない
水生環境有害性 長期 (慢性) : 分類できない
オゾン層への有害性 : 分類できない

記載のないものは分類対象外または分類できない

GHS ラベル要素

絵表示またはシンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

- H270 発火又は火災助長のおそれ：酸化性物質
- H280 高圧ガス：熱すると爆発のおそれ
- H330 吸入すると生命に危険
- H370 臓器の障害（呼吸器、肝臓、腎臓）

注意書き

【安全対策】

- : P201 使用前に取扱説明書を入手すること。
- : P202 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- : P220 衣類及び可燃物から遠ざけること。
- : P244 バルブや付属品にはグリース及び油を使わないこと。
- : P260 ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- : P264 取扱い後は手をよく洗うこと。
- : P270 この製品を使用するとき、飲食又は喫煙をしないこと。
- : P271 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
- : P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- : P284 呼吸用保護具を着用すること。

【応急措置】

- : P304+P310 吸入した場合：直ちに医師に連絡すること。
- : P304+P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- : P305+P351+P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- : P308+P313 ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。
- : P314 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。
- : P337+P313 目の刺激が持続する場合：医師の診察／手当てを受けること。
- : P370+P376 火災の場合：安全に対処できるならば漏洩を止めること。
- : P363 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。
- : P333+P313 皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診察／手当てを受けること。

【保管】

- : P403+P233 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
- : P405 施錠して保管すること。
- : P410+P403 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。

【廃棄】

- : P501 内容物/容器を国際、国、都道府県、又は市町村の規則に従い適正に廃棄すること。
- 内容物／容器は勝手に廃棄せず、製造業者、販売業者に問い合わせること。

GHS 分類に該当しない又は GHS で扱われない他の危険有害性の重要な徴候及び想定される非常事態の概要 : 変異原性を有する (厚生労働省基発 1209 第 8 号、平成 28 年 12 月 8 日)。
: 情報なし

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 化学物質
 化学名又は一般名 (化学式) : 一酸化窒素 (NO)
 慣用名又は別名 : 一酸化窒素
 化学物質を特定できる一般的な番号 : CAS No. 10102-43-9
 成分及び濃度又は濃度範囲 : 99%以上
 官報公示整理番号 : (化審法) 1-486
 : (安衛法) 公表物質
 GHS 分類に寄与する成分 : データなし

4. 応急措置

吸入した場合 : 直ちに空気の新鮮な場所へ移動し、安静を保ち呼吸を管理する。
 : 呼吸困難を起こしている場合には、酸素吸入を行う。
 : 呼吸が停止している場合には人工呼吸を施す。
 : 人工呼吸を行う場合、口対口法を用いてはならない。逆流防止バルブのついたポケットマスクや、適当な医療用呼吸器を用いて行う。
 : 何れの場合にも速やかに医師の手当てを受ける。
 皮膚に付着した場合 : 付着した部分を多量の清浄な水で最低 15 分間洗浄し、医師の手当てを受ける。
 : 洗浄が不十分であったり、処置が遅れると皮膚に障害が残る可能性がある。
 : 洗浄後速やかに医師の手当てを受ける。
 眼に入った場合 : 直ちに清浄な流水で最低 15 分間洗浄する。
 : コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
 : 必ず医師の手当てを受ける。
 飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。
 : 速やかに医師の手当てを受ける。
 急性症状及び遅発性 : 吸入 : 咳、息切れ
 症状の最も重要な兆 : 眼 : 充血
 候症状 : 空気中の濃度が高いと酸素の欠乏が起こり、意識喪失または死亡の危険を伴う。
 応急措置をする者の : 被災者が物質を飲み込んだり、吸入したときは口対口法を用いてはいけ
 保護に必要な注意事 : ない。逆流防止のバルブのついたポケットマスクや他の適当な医療用呼
 項 : 吸器を用いて人工呼吸を行う。

医師に対する特別な注意事項 : 医師又は医師が認定した者による適切な吸入療法の迅速な施行を検討する。

5. 火災時の措置

適切な消火剤 : 水噴霧、粉末消火薬剤、二酸化炭素

使ってはならない消火剤 : 棒状放水

火災時の特有の有害危険性 : それ自身は燃えないが、支燃性である。

- : 加熱により容器が破裂するおそれがある。
- : 破裂した容器が飛翔するおそれがある。
- : 火災によって刺激性、毒性又は腐食性のガスを発生するおそれがある。
- : 発火又は火災助長のおそれがある。

特有の消火方法

- : 安全に対処できるならば着火源を除去すること。
- : 火災の種類に応じて適切な消火剤を用いる。
- : 危険でなければ火災区域から容器を移動する。
- : 消火活動は、有効に行える十分な距離から行う。
- : 漏洩部や安全装置に直接水をかけてはいけない。凍るおそれがある。
- : 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
- : 火災をおさえる。消火が必要であれば、注水又は水噴霧が推奨される。
- : 容器内に水を入れてはいけない。火災を発見したら、先ず部外者を安全な場所へ避難させる。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置 : 消火作業の際は、適切な空気呼吸器を含め、適切な化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

少量漏洩の場合

- : 漏洩を発見したら、先ず部外者を安全な場所に避難させ汚染空気を除害装置と連結した排気設備を用いて排気する。汚染地域での作業は空気呼吸器および保護具を着用し必ず複数で行う。
- : 配管からの漏洩の場合には容器最近接の緊急遮断弁を閉止しガスの供給を止める。容器弁出口からの漏洩の場合、容器弁を締め漏洩を止める。
- : 容器弁からの漏洩が止まらない場合には、漏洩部近傍を除害装置に連結した局排フードで排気するとともに製造業者、販売業者に連絡し指示を受ける。
- : 可燃物との接触や可燃性気体との混合は着火爆発の危険性があるため注意が必要である。
- : 緊急収納容器があれば、漏洩容器を納め安全な場所に移動させる。
- : 移送中で漏洩が止まらない場合、開放された場所に移し、容器の周囲を土嚢等で囲み、漏洩箇所を濡れタオル等をかぶせ散水しガスを吸収させる。

- せて拡散を防止するとともに製造業者、販売業者に連絡し指示を受ける。
- ： この水を廃棄する場合には消石灰等で無害化处理する。
- ： 防火水槽のような隔離された水槽に容器ごと沈めることも、ガスの拡散を防止する手段としては有効である。この水槽の水も消石灰等による処理が必要である。
- 大量漏洩の場合**
- ： 漏洩を発見したら、まず部外者を避難させ、風上の安全な場所に避難し製造業者、販売業者に連絡し指示を受ける。除害装置に連結した遠隔操作の緊急排気設備が有れば、速やかに起動し汚染空気を排気する。
- ： 被災者がいる場合には、二次災害の恐れがないか確認し、空気呼吸器および保護具を着用し、被災者を安全な場所に運び出す。当該作業は必ず複数で行う。
- ： 汚染地域はロープ等で囲み、部外者が立ち入らないよう漏洩がおさまるまで周囲を監視する。
- ： 水噴霧等で発生した排水は、河川等に流れないように無害化处理する。
- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置**
- ： 漏洩ガスを吸入しないようにする。漏洩後、空気との反応により更に有毒な二酸化窒素が発生するので、皮膚や粘膜に対する刺激に注意する。
- ： 作業者は適切な保護具（「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。
- ： 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
- ： 漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。
- ： 密閉された場所に立入る前に換気する。
- ： ガスが拡散するまでその区域を立入禁止とする。
- 環境に対する注意事項 封じ込めおよび浄化の方法及び機材**
- ： 大気拡散しないように留意する（大気汚染物質）。
- ： 配管からの漏洩の場合には容器最近接の緊急遮断弁を閉止しガスの供給を止める。容器弁出口からの漏洩では、容器弁を締め漏洩を止める。
- ： 除害装置に連結した遠隔操作の緊急排気設備が有れば、速やかに起動し汚染空気を排気する。
- ： 洗浄水は消石灰等で中和処理した後大量の水で洗い流す。
- 二次災害の防止策**
- ： 漏洩を発見したら、まず部外者を避難させ、風上の安全な場所に避難する。
- ： 可燃物との接触や可燃性気体との混合を避ける。
- ： 被災者がいる場合には、二次災害の恐れがないか確認し、空気呼吸器および保護具を着用し、被災者を安全な場所に運び出す。当該作業は必ず複数で行う。
- ： 汚染地域はロープ等で囲み、部外者が立ち入らないよう漏洩がおさまるまで周囲を監視する。
- ： 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
- ： 漏洩物又は漏洩源に直接水をかけない。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策** :
- : 「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、保護具を着用する。
 - : 「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気装置を使用する。全体換気を行う。
- 安全取扱い注意事項** :
- : 全ての安全注意（安全データシート：SDS）を読み、理解するまで取扱わないこと。
 - : 容器弁等の操作は丁寧に行い、過大な力を掛けない。
 - : 容器を転倒させる、落下させる、衝撃を加える、引きずる等の乱暴な取扱をしない。
 - : 転倒・転落防止措置を講ずる。
 - : 使用済みの容器は、圧力を残した状態で、弁を閉め、出口キャップを締め込み、保護キャップを取り付ける。
 - : ガスを容器から取り出す場合は、減圧弁を用いることが好ましい。
 - : 周辺環境へ影響を与えないよう適切な除害装置を使用する。
 - : 極めて強い支燃性を有するため、可燃性のガス・液・固体との接触を避ける。
 - : バルブ及び付属品にはグリース及び油を使用しないこと。
 - : 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
 - : 取扱後はよく手を洗うこと。
 - : 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 - : ガスを吸入しないこと。
- 接触回避** :
- : 「10.安全性及び反応性」を参照。
- 衛生対策** :
- : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。
 - : 取扱後はよく手を洗うこと。

保管

- 安全な保管条件** :
- : 高圧ガス保安法に則り貯蔵する。
 - : 容器温度は、40℃以下に保ち、直射日光の当たらない換気良好な乾燥した場所に保管する。
 - : 貯蔵所の周囲には火気、引火性、発火性物質を置かない。
 - : 容器はロープ又は鎖等で、転倒を防止し保管する。
 - : 消防法で記載された危険物と同一の場所に貯蔵しない。
 - : 施錠して保管すること。
 - : 建物内にある場合、耐火設備で保管する。
- 安全な容器包装材料** :
- : 高圧ガス保安法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度等

- 管理濃度** :
- : 設定されていない。
- 日本産業衛生学会** :
- : 設定されていない（2019年）。

- 設備対策**
- : 漏洩検知器警報器、局所排気装置、換気装置の設置。
 - : 専用のシリンダーキャビネット、容器の転倒防止措置。
 - : この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には、洗眼器と安全シャワーを設置すること。
 - : 防災キャップ等防災工具等を取り扱い場所に揃える。
 - : 気中濃度を推奨された許容濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を使用する。

保護具

- 呼吸器用保護具** : 陽圧式自給式空気呼吸器（緊急時）、防毒マスク（吸収缶式）
 - 手の保護具** : 保護手袋（通常時、緊急時）、革手袋
 - 眼、顔面の保護具** : 安全ゴーグル（緊急時）、保護メガネ、
 - 皮膚及び身体の保護具** : 労働安全衛生衣、安全靴
- 特別な注意事項**
- : 取扱い後は良く手を洗うこと。
 - : 手袋及びマスク等の保護具は、定期又は使用の都度手入れを行うこと。
 - : 本製品の取扱いにおいては、リスクアセスメントを実施し、その結果に応じた対策を実施すること。

9. 物理的及び化学的性質

- 物理状態** : 気体
- 色** : 無色 : GESTIS (2017)
- 臭い** : 刺激적인甘い臭い : HSDB (2017)
- 融点／凝固点** : -163.6°C : HSDB (2017)
- 沸点又は初留点及び沸騰範囲** : -151.74°C : HSDB (2017)
- 可燃性** : 不燃性 : ICSC (2015)
- 爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界** : データなし
- 引火点** : データなし
- 自然発火点** : データなし
- 分解温度** : データなし
- pH** : 該当しない
- 動粘性率** : 粘度:0.0188cP(25°C、101.325kPa、気体) : HSDB(2017)
- 溶解度** : 4.6ml/100ml (20°C) (水) : HSDB(2017)
- n-オクタノール／水分配係数 (log 値)** : log Pow=0.1 : SRC(2017)
- 蒸気圧** : 45,600mmHg : HSDB(2017)
- 密度又は相対密度** : 1.27 (-150.2°C、液体) : HSDB(2017)
- 相対ガス密度** : 1.04 : HSDB (2017)
- 粒子特性** : データなし
- その他のデータ** : データなし

10. 安定性及び反応性

- 反応性 : 「危険有害反応可能性」を参照。
- 化学的安定性 : 水及び空気中の酸素と結合して分解し、硝酸及び亜硝酸が生じる。加圧下で付加反応を起こし、徐々に、N₂O と N₂O₂ を生成する。高圧に加圧すると、分解爆発を起こす可能性が大きい。
- 危険有害反応可能性 : 水と接触するとき、水面上方に有毒で腐食性の混合気が生じる。この気体の一部は空気中の酸素と結合し、猛毒の二酸化窒素及び四酸化二窒素（窒素酸化物ガス）が生じる。
- : 加熱分解し、非常に有毒な酸化窒素ガスを発生する。
- : 酸化剤として、織物類を含む他の可燃性物質と接触又は混合するとき、発火および燃焼を起こしうる。
- : 酸素、酸化エチレン、ケイ化水素、リン化水素、ビニルエチルエーテル及びブタジエンと接触又は混合する場合、激しく反応する。
- : 純粋な形では大部分の金属は腐食作用を受けないが、湿気又は水分が存在する場合、大部分の金属、特に銅及び銅合金は、空気中の酸素により生じた窒素酸化物ガスと結合し、強い腐食作用を受ける
- 避けるべき条件 : 水、空気中の酸素、加熱。
- 混触危険物質 : 可燃性物質、還元性物質、液体燃料、酸化エチレン、ケイ化水素、リン化水素、ビニルエチルエーテル及びブタジエン。
- 危険有害な分解生成物 : 窒素酸化物、硝酸及び亜硝酸。

11. 有害性情報

- 急性毒性 (吸入：気体) : GHS 分類：区分 2 ラットの LC₅₀ 値として、128 ppm 及び 854 ppm (DFGOT (2014, Access on August 2017)) との報告があるが、何れもばく露時間の記載がなく、根拠とできない。ラットの 30 分単回吸入ばく露試験において、1,000 ppm (4 時間換算値：354 ppm) で 20 例中 11 例が死亡したとの報告 (DFGOT (2014, Access on August 2017)) があり、LC₅₀ 値は 354 ppm 付近と考えられ、区分 2 とした。
- 皮膚腐食性／刺激性 : GHS 分類：分類できない。データ不足のため分類できない。なお、本物質から硝酸や亜硝酸が生成されるために皮膚刺激性を示すとの記載 (HSDB, Access on August 2017)) や、窒素酸化物と汗から硝酸が生じて皮膚熱傷の原因となるとの記載 (IPCS, PIM 283 (1992)) がある。
- 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 : GHS 分類：分類できない。データ不足のため分類できない。なお、本物質から硝酸や亜硝酸が生成されることで眼刺激性を示す可能性との記載 (HSDB (Access on August 2017)) や、窒素酸化物のヒュームが眼を刺激するとの記載 (IPCS, PIM 283 (1992)) がある。
- 呼吸器感作性又は皮膚感作性 : GHS 分類：分類できない。分類に必要な十分なデータがないため、分類できないとした。
- 生殖細胞変異原性 : GHS 分類：分類できない。データ不足のため分類できない。in vivo データはなく、in vitro では、細菌の復帰突然変異試験、哺乳類培養細胞の遺伝子突然変異試験で陽性である (DFGOT (2014, Access on August 2017))。微生物を用いる変異原性試験 (Ames 試験) において強い変異原性

が認められるとする比活性値は、概ね 1,000revertants/mg 以上[労働基準局長通達(基発 1209 第 8 号)]。

- 発がん性 : GHS 分類: 分類できない。 データ不足のため分類できない。なお、雌マウスに本物質を 2.4 ppm の濃度で 29 ヶ月間吸入ばく露したが、肺に発がん性は認められなかった (DFGOT (2014, Access on August 2017)) との報告があるが、1 用量のみで、かつ病理組織学的検査を少数の臓器でしか行っていない試験結果である。
- 生殖毒性 : GHS 分類: 分類できない。 分類に必要な十分なデータがないため、分類できないとした。
- 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) : GHS 分類: 区分 1 (血液系)。 ヒトではボランティアによる 15 分の単回吸入ばく露試験において、15 ppm 以上で血中メトヘモグロビン濃度の有意な上昇が認められたとの報告がある (DFGOT (2014, Access on August 2017))。実験動物では、マウスの単回吸入ばく露試験において 322 ppm、6 時間 (4 時間換算値: 394 ppm) のばく露で血中メトヘモグロビン濃度が 60% まで上昇したとの報告、及びラットの単回吸入ばく露試験において 1,000 ppm、30 分 (4 時間換算値: 354 ppm) のばく露でチアノーゼを発症し、20 例中 11 例が死亡したとの報告がある (DFGOT (2014, Access on August 2017))。後者の試験 (ラット) では血中メトヘモグロビン濃度は測定されていないが、原著論文の著者らはラットの別の試験で得られた 1,000 ppm、30 分のばく露後に血中メトヘモグロビン濃度が 65% 以上に上昇したとの結果に基づき、チアノーゼの発症はメトヘモグロビン生成の影響であると考察している。以上より、区分 1 (血液系) とした。
- 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) : GHS 分類: 分類できない。 ヒトについて本物質単独でのばく露と影響の関連を示すデータは無かった。実験動物については、ラット、マウス、ウサギ、イヌの吸入毒性試験のデータが得られたが、区分 2 のガイダンス値の範囲 (気体) を超える濃度で気道刺激に関する影響がみられたとの試験データ、あるいは影響がみられなかったとの試験データであり (DFGOT (2014, Access on August 2017))、分類に用いることができるデータは得られなかったため、データ不足のため分類できないとした。
- 誤えん有害性 : GHS 分類: 分類対象外
GHS の定義におけるガスである。
- その他 : 情報なし

1 2. 環境影響情報

- 生態毒性 : 情報なし
- 残留性・分解性 : 情報なし
- 生体蓄積性 : 情報なし
- 土壤中の移動性 : 情報なし
- オゾン層への有害性 : 分類に必要なデータがないため、分類できない
- 他の有害影響 : 情報なし

1 3. 廃棄上の注意

- 化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報
- : 内容物/容器は勝手に廃棄せず、製造業者または販売業者に問い合わせること。
 - : 関連法規及び高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則の規定に従う。消費設備からの排出ガスは、除害装置に導入して無害化処理を行い、排出濃度を許容濃度以下にする。
 - : 高圧ガスの容器を廃棄する場合は、製造業者等専門業者に回収を依頼すること。

1 4. 輸送上の注意

- 国連番号 : 1660
- 品名 (国連輸送名) : NITRIC OXIDE, COMPRESSED
- 国連分類 : クラス 2. 3 (毒性高圧ガス)、副次危険性クラス 5. 1 (酸化性物質)、クラス 8 (腐食性物質)
- 容器等級 : 情報なし
- 海洋汚染物質 : 非該当
- MARPOL73/78 付属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質
- 輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策
- : 適用法令における規定に基づき安全な輸送を行う。
 - : 移動時の容器温度は、40℃以下に保つ。特に夏場はシートをかけた温度上昇の防止に努める。
 - : 移動中の容器の転倒、バルブの損傷等を防ぐための必要な措置を講ずる。
 - : 消防法で規定された危険物と混載しない。
 - : イエローカード、消火設備及び応急措置に必要な資材、工具を携行する。
- 国内法規がある場合の規制情報
- : 陸上輸送: 施行令第 19 条の 13、(独) 日本高速道路保有・債務返済機構公示第 12 号・別表第 2 (車両の通行の制限)
 - : 海上輸送: 船舶安全法 危規則第 2、3 条危険物告示別表第 1 (高圧ガス)
港則法 法第 21 条第 2 項、規則第 12 条、危険物の種類を定める告示別表 (その他の危険物・高圧ガス)
 - : 航空輸送: 航空法 航空法施行規則第 194 条 危険物告示別表第 1 (輸送禁止)
- 応急措置指針番号 : 124

1 5. 適用法令

- 労働安全衛生法
- : 法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条第 1 号、第 2 号別表第 9 (名称等を表示すべき危険物及び有害物)
 - : 法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 第 1 号、第 2 号別表第 9 (名称等を通知すべき危険物及び有害物) 一酸化窒素 (政令番号: 52)

	:	法第 57 条の 5、労働基準局長通達（変異原性が認められた既存化学物質）
高圧ガス保安法	:	第 2 条（圧縮ガス）
毒物及び劇物取締法	:	非該当
化学物質排出把握管理促進法（P R T R 法）	:	非該当
大気汚染防止法	:	法第 2 条第 1 項 3、政令第 1 条（排出規制物質(有害物質)）
外国為替及び外国貿易法	:	輸出貿易管理令別表第 1 の 16 の項
船舶安全法	:	危規則第 2、3 条危険物告示別表第 1（高圧ガス）
航空法	:	航空法施行規則第 194 条 危険物告示別表第 1（輸送禁止）
港則法	:	法第 21 条第 2 項、規則第 12 条、危険物の種類を定める告示別表（その他の危険物・高圧ガス）
道路法	:	施行令第 19 条の 13、(独) 日本高速道路保有・債務返済機構公示第 12 号・別表第 2（車両の通行の制限）

16. その他の情報

その他の情報 : ほとんどの金属材料、プラスチック類が使用可能である。非腐食性で一般的な工業用金属材料が使用できるが、酸素や湿気が存在すると亜硝酸や硝酸を生成して材料腐食性を示す。

- 引用文献
- 1) 日本産業衛生協会 許容濃度等の勧告 2019
 - 2) ICSC (2001) : 国際化学物質安全性カード
 - 3) GHS 分類データベース (独) 製品評価技術基盤機構ホームページ (2020 年アクセス)
 - 4) 製品評価技術基盤機構 (NITE) 化学物質総合情報提供システム (CHRIP)
 - 5) Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH 1997
 - 6) 緊急時応急措置指針 改訂第 4 版
 - 7) 物理的及び化学的性質及び有害性情報での出展文献は、各項に記載した。

- 注)
- ・ 記載内容は、JIS Z 7252:2019、JIS Z 7253:2019 に準拠した。
 - ・ 本 SDS 記載内容のうち、含有量、物理化学的性質等の値は保証値ではありません。
 - ・ 注意事項等は通常的な取扱いを対象としたもので、特殊なお取扱いの場合はその点ご配慮をお願いします。
 - ・ 危険物有害性情報等は必ずしも十分とは言えないので、本 SDS 以外の資料や情報も十分に御確認の上、ご利用下さいますようお願いいたします。

以上